

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人花草会

特別養護老人ホーム うたしあ

老人短期入所事業 うたしあ

老人デイサービス事業 うたしあ

うたしあ 居宅介護支援事業所

身体拘束廃止に関する指針

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない介護を実践することとします。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わない介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努めます。

(3) 日常ケアにおける留意点

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では身体拘束に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施さざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取り組み等を全職員へ指導します。

② 委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 生活相談員

ウ) 介護支援専門員

エ) 看護師

オ) 入居部門管理者

カ) ユニットリーダー

キ) ユニット介護士

*必要に応じて関係者出席とする。

この委員会の総責任者は、施設長とします。

③ 委員会の開催

・3ヶ月に1回定期開催します。

・必要時には随時開催します。

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり拘束による利用者の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

4) 拘束の解除

3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

<介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

上記内容は、身体拘束とされる行為を規定した面でその意義は大きいですが、当施設のハード面、環境面、設備面より、当施設独自の身体拘束の考え方（具体的事例）を以下に示します。

- 「ベッド柵は人が出入りする空間があれば、3点柵であっても拘束と呼ばない」

自由に動く能力がある利用者の可動性を制限しない状態であると考えます。

ベッドから降りようとされる方に対して、降りられなくすることを拘束と考えます。

- 「医師による薬剤使用」

心療内科 Dr の診断のもと、その方の健康面への影響を充分考慮した上で、薬処方もあり得ます。

- 「施設玄関・エレベーター・階段室の電子錠」

広い敷地内で所在不明での危険を考慮した上で、利用者の安全を最優先に、電子錠（暗証番号）の設置を行っています。

- 「センサーマット、人感センサー」使用

ハード面の状況により、上記のものを使用することがあります。

その際は必ずご本人及びご家族に説明し、できるかぎり早期に解除できるよう施設サービス計画書にて提示します。

- 「窓ストッパー」使用

施設周辺的环境面、ハード面（転落防止対策）の状況により、上記のものを使用しています。

5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(1) 職種ごとの役割

<施設長>

- 1) 身体拘束廃止委員会の統括管理
- 2) 現場における諸課題の統括責任

<生活相談員・介護支援専門員・入居責任者>

- 1) 身体拘束廃止に向けた職員教育
- 2) 医療機関、家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

<看護職員>

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

<介護職員>

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解する
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる

* 必要に応じての関係者出席者の役割

<医師>

- 1) 医療行為への対応
- 2) 看護職員との連携

<管理栄養士>

- 1) 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- 2) 利用者の状態に応じた食事の工夫

6 身体拘束廃止及び改善に関する職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行います。

(1) 職員教育の内容

- ① 定期的な教育・研修（年2回）の実施する
- ② 新任者、中途採用者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施する

7 身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内掲示、及び当ホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧することができます。

- 附則) 平成22年4月1日より施行する。
平成30年4月1日より施行する。
令和4年4月1日より施行する。
令和7年4月1日より施行する。